**○○自主防災組織規約（例）**

あくまで一例です。適宜修正をお願いします。

※例のとおり届出をしても、自主防災組織の状況等に応じて修正をお願いする場合があります。

**（名称）**

第１条　この組織は、○○自主防災組織（以下「本組織」という。）と称する。

**（目的）**

第２条　本組織は、火災、地震及び水害等の発生又は発生が予測される際（以下、「災害発生時等」という。）に、助け合いの精神に基づく自助及び共助に基づく自主的な防災活動により、災害等による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

**（事業）**

第３条　本組織は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）災害予防に関すること。

（２）災害発生時等における情報収集・伝達、初期消火、要支援者の支援、避難、避難誘導、給食、給水に関すること。

（３）防災訓練等による会員の防災意識向上に関すること。

（４）その他、本会の目的を達成するため必要なこと。

**（会員）**

第４条　本組織は○○地区にある世帯全員をもって構成する。

**（役員）**

第５条　本会に次の役員を置く。

（１）会長（総括）

（２）副会長（補佐）

（３）情報班長（情報の収集・伝達）

（４）初期消火班長（消火栓・消火器等による初期消火）

（５）要支援者支援班長（要支援者の支援）

（６）避難誘導班長（避難誘導、安否確認）

（７）給水給食班長（給食及び給水の活動）

２　役員は、総会の承認を得るものとする。

３　役員の任期は、○年とし、再任は妨げない。

**（役員の任務）**

第６条　会長は本組織を代表し、会務を総括し、活動の指揮命令を行う。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を行う。

**（会議）**

第７条　本組織に、総会及び役員会を置く。

**（総会及び役員会）**

第８条　総会は、全会員で構成し、役員会は、会長、副会長、各班長で構成する。

２　総会は、毎年1回開催する。必要がある場合は、臨時に開催することができる。

３　総会が開催できない場合は、役員会にかえることができる。

４　総会及び役員会は、会長が招集する。

５　総会は、次の事項を審議する。

（１）規約に関すること。

（２）役員に関すること。

（３）防災計画に関すること。

（４）事業計画に関すること。

（５）会計に関すること。

（６）役員会への委任事項に関すること。

（７）その他、総会に諮ることが適当である事項。

６　役員会は、必要に応じて開催し、総会があらかじめ委任した事項を審議する。

**（防災計画）**

第９条　災害発生時等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

２　防災計画は、次の事項について定める。

（１）防災組織の編成及び任務分担に関すること。

（２）防災訓練等による会員の防災意識向上に関すること。

（３）災害発生時等における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、避難、避難誘導、安否確認、要支援者支援及び給食、給水に関すること。

（４）防災資機材等の備蓄及び管理に関すること。

（５）その他必要事項

この規約は、令和　　年　　月　　日から施行する。